

運 營 規 程

井原市立甲南保育園

井原市立甲南保育園運営規程（特定保育所用）

（事業所の名称等）

第1条 井原市が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 井原市立甲南保育園
- （2）所在地 岡山県井原市西江原町1 4 1 4 番地

（施設の目的及び運営方針）

第2条 甲南保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援、及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、井原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、次のとおり定める。

- （1）法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）・・・50人
- （2）法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども・・・30人
- （3）3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども・・・10人

（提供する保育等の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育、その他の便宜の提供を行う。

- （1）特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
第7条に規定する時間において保育を提供する。
- （2）時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

- (3) 食事の提供
- (4) 一時預かり事業
別表に掲げる。
- (5) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）
別表に掲げる。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、この条における第3号の保育士、第4号の管理栄養士、第5号の調理員、第6号の事務職員については、入所乳幼児の人数に応じて増減することがある。

(1) 園長

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 管理栄養士

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立の作成や栄養管理、給食及びおやつ調理、食育の推進に係る業務全般を行う。

(5) 調理員

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務職員

事務職員は、保育運営管理に関する事務全般業務を行う。

2 保育所の職員数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める配置基準以上とする。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲以内で保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲以内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時00分から16時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分及び16時00分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により、保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付、その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前二項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講

じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、井原市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(その他)

第 15 条 その他、必要な事項は園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

	<p>対象児童 以下に該当する1歳から満3歳未満の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井原市内に居住している児童 ・利用日時点において前条第1項に規定する施設に通っていない児童 <p>以下の場合には、支援の提供を終了するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児が満3歳に達したとき ・利用乳幼児が保育施設等へ入所する等、利用要件に該当しなくなったとき <p>⑧その他</p> <p>緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項は、園と同じものとする。</p>
--	---

※利用者負担金

費用の種類	納付額	徴収の目的
延長保育利用料	一回100円又は200円	延長保育の料金として
個人絵本代	月額 ※必要に応じて徴収する。	個人の絵本代金として (クラスにより金額は異なる)
個人用品代	個人用品の必要額	個人の園で必要な用品代金として (制服、制帽、名札、文房具等々)
PTA会費	月額200円	PTA活動費として
災害共済掛金	年額240円	
その他行事等において必要とされる費用	行事ごとの必要額	観劇会等行事の実施に必要な経費として